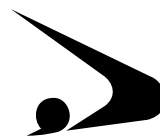


毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

規 則  
 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（九・健康対策課）  
 秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則（一〇・環境整備課）

## 規 則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十四年三月十二日

### 秋田県規則第九号

秋田県知事 寺 田 典 城

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則  
 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

- 別表第十五号（一）中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号（二）中「第十二条第三項ただし書」を「第十三条第四項において準用する第四条第二項」に改め、同号中（三）から（六）までを次のように改める。
- （三）第十四条第三項の規定による温泉の成分等の掲示の内容の届出を受理すること。

- （四）第十四条第四項の規定により、温泉の成分等の掲示の内容を変更すべきことを命ずること。

（五）第二十七条第一項の規定により、温泉の利用の許可を取り消すこと。  
 （六）第二十七条第二項の規定により、温泉源から温泉を採取する者等に対し、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずること。  
 別表第十五号に次のように加える。

- （七）第二十九条第一項の規定により、温泉の利用の制限又は危害予防の措置の命令に係る聴聞を行うこと。
- （八）第三十条第一項の規定により、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者等に対し、必要な事項について報告を求めること。
- （九）第三十一条第一項の規定により、当該職員に立入検査をさせること。

### 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則をここに公布する。  
 平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第十号

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成十三年秋田県条例第十九号）第十六条に規定する規則で定める市町村の区域は、横手市、天王町、大瀧村及び象潟町の区域とする。

### 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄